

訪問看護（介護保険） ※令和6年6月1日からの変更になります

| 基本部分（ ）内旧単位 | | 准看護師の場合 | 高齢者虐待 防止措置 未実施減算 | 業務継続 未策定減算 | 複数名加算 | 早期夜間 深夜加算 | 中山間地域 等にかかる 加算 | 同一建物減算 ※ | 医療保険の 指示期間 (1日につき) | 看護師の 訪問回数を 超える または 特定の加算 を算定しな い場合 | 利用を開始 した日から 12か月を超 えている場合 |
|--|---|-------------|------------------------|---------------------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 訪問看護費 (1回につき) ※2 | 20分未満 | 314 単位(313) | ×90/100 | | (I) +254 単位 | 早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100 | 特別地域加算 +15/100 中山間地域等 における 小規模事業所 加算 +10/100 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算 +5/100 | 事業所と 同一建物 又は 同一建物 20人以上 ×90/100 | -8 単位 | | |
| | 20分以上 30分未満 | 471 単位(470) | | | (II) +201 単位 | | | | | | |
| 30分以上 1時間未満 | 823 単位(821) | +402 単位 | | | +317 単位 | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | | |
| 1時間以上 1時間30分未満 | 1,128 単位(1,125) | | | | | | | +402 単位 | | | |
| 1時間30分以上 | 1時間以上 1時間30分未満から +300 単位 | +402 単位 | | | +317 単位 | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | | |
| 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 の訪問 | 294 単位(293) | | +402 単位 | +317 単位 | | | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | |
| 1日2回以上 | ×90/100 | +402 単位 | | | +317 単位 | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | | |
| 介護予防訪問看護費 (1回につき) ※3 | 20分未満 | | 303 単位(302) | ×90/100 | | | -1/100 | (I) +254 単位 | 早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100 | 特別地域加算 +15/100 中山間地域等 における 小規模事業所 加算 +10/100 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算 +5/100 | 事業所と 同一建物 又は 同一建物 20人以上 ×90/100 |
| | 20分以上 30分未満 | 451 単位(450) | (II) +201 単位 | | 深夜 22~翌6時 +50/100 | 事業所と 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | | |
| 30分以上 1時間未満 | 794 単位(792) | +402 単位 | +317 単位 | | | | | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | |
| 1時間以上 1時間30分未満 | 1,090 単位(1,087) | | | | +402 単位 | +317 単位 | | | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | |
| 1時間30分以上 | 1時間以上 1時間30分未満から +300 単位 | +402 単位 | +317 単位 | | | | | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | |
| 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 の訪問 | 284 単位(283) | | | +402 単位 | +317 単位 | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | | |
| 1日2回以上 | ×50/100 | +402 単位 | +317 単位 | | | | 同一建物 又は 同一建物 50人以上 ×85/100 | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合 ※4 (1月につき) | 2,961 単位(2,954) 要介護5の場合 +800 単位 | | | ×98/100 1日でもある場合 | | | | | | | |

-5 単位
左記の減算が適用される場合
-8 単位 + -15 単位

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

介護給付
 予防給付
 支給限度額管理対象外

| 加算名 | 単位数 | 単位数 | | |
|---------------|---|----------|-------|-------|
| | | 1日につき | 1月につき | 1回につき |
| 初回加算 | (I) | 350 単位 | ● | |
| | (II) | 300 単位 | ● | |
| 緊急時訪問看護加算 | (I) | 600 単位 | ● | |
| | (II) | 574 単位 | ● | |
| 特別管理加算 | (I) | 500 単位 | ● | |
| | (II) | 250 単位 | ● | |
| 専門管理加算 | 月1回を限度 | 250 単位 | ● | |
| ターミナルケア加算 | 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 | 2,500 単位 | ● | |
| 遠隔死亡診断補助加算 | | 150 単位 | | ● |
| 退院時共同指導加算 | | 600 単位 | | ● |
| 口腔連携強化加算 | 1月に1回を限度 | 50 単位 | | ● |
| 看護・介護職員連携強化加算 | | 250 単位 | ● | |
| 看護体制強化加算 | ※3 を提供している場合 | 100 単位 | ● | |
| | ※2 を提供している場合 (I) | 550 単位 | ● | |
| | (II) | 200 単位 | ● | |
| サービス提供体制強化加算 | ※2、※3 を提供している場合 (I) | 6 単位 | | ● |
| | (II) | 3 単位 | | ● |
| | ※4 を提供している場合 (I) | 50 単位 | ● | |
| | (II) | 25 単位 | ● | |

各種加算の改定点（訪問看護）

| 名称 | 詳細 |
|--------------------|--|
| (変更) 緊急時訪問看護加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。</p> <p>イ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：次のいずれにも適合すること</p> <p>(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。</p> <p>ロ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）：イ(1)に該当するものであること。</p> |
| (新設) 専門管理加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した看護師が、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。</p> <p>ロ 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において、同項第 1 号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。</p> |
| (新設) 遠隔死亡診断補助加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C001 の注 8 に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算します。</p> <p>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。</p> |
| (変更) 初回加算 | <p>事業所において、新規にサービス計画書を作成した利用者に対して、初回のサービスを行った場合に以下の区分に応じて加算します。</p> <p>(1) 初回加算（Ⅰ）：病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に事業所の看護師が初回のサービスを行った場合。</p> <p>(2) 初回加算（Ⅱ）：病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回のサービスを行った場合。</p> |

| 名称 | 詳細 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>口腔連携強化加算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合に、1月に1回に限り加算します。</p> <p>イ 事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p> <p>(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3) 当該事業所以外の指定訪問看護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に該当する事業所については、所定単位数から減算します。</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。</p> <p>ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していないこと。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>業務継続計画未策定減算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p> |